

# 「臨時休校」の判断時間及び判断基準について

(修正) 令和2年7月7日

大野城市教育委員会

※ 警報とは (気象庁ホームページから)

大雨(特別)警報、洪水警報、暴風(特別)警報、暴風雪(特別)警報、大雪(特別)警報

1 【二日前から前日】		
判断時間	判断基準	協議方法
二日前から前日	・上記警報のいずれも発令されていないが、雨・風・雪等の天候状況や交通機関の運行状況により、危険性がある場合、臨時休校とする。	・教育委員会・校長会が危機管理課と協議の上、決定
2 【当日】		
午前6時00分	・上記警報のいずれか1つでも発令された場合、臨時休校とする。	・教育委員会・校長会が危機管理課と協議の上、決定
午前6時00分	・上記警報のいずれも発令されていないが、雨・風・雪等の天候状況や交通機関の運行状況により登校時の危険性がある場合、臨時休校とする。	・教育委員会・校長会が危機管理課と協議の上、決定
登校後に、警報が発令された場合	・上記警報のいずれかが1つでも発令された場合は引き渡しを行う。 <u>または、地域の実情に応じた下校方法を学校と教育委員会で検討する。</u>	・教育委員会・校長会が危機管理課と協議の上、決定
3 地震の場合		
17時から 24時までに 発生	・「震度5弱以上」の地震が起きた場合、翌日を臨時休校とする。	・教育委員会・校長会が危機管理課と協議の上、決定
0時から 7時30分までに 発生	・「震度5弱以上」の地震が起きた場合、当日を臨時休校とする。	・教育委員会・校長会が危機管理課と協議の上、決定
登校中に地震が発生し学校に登校した場合	・原則として、保護者が迎えに来るまで、 <u>学校預かり。</u>	
在校中に地震が発生した場合		
下校中に地震が発生し学校に戻った場合		

## 4 その他

- 原則として、全小中学校を対象とした判断とするが、校区の地理的状況や気象状況で想定される災害が異なる場合、災害の程度が大きく異なる場合は、校長会等と協議を行う。
- 災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部の指示に従う。

## 5 連絡方法

- 保護者・地域の方へ学校からのメールや学校のホームページで知らせる。